



学校教育法立案過程の第四段階について

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 古野, 博明 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.32150/00003997 |

学校教育法立案過程の第四段階について

古野 博明

1

1947（昭和21）年3月31日に教育基本法と同時公布された学校教育法の法案成立経緯に関しては、日本私学教育研究所や名古屋大学教育学部の教育行政及び教育制度研究室・技術教育学研究室の一連の共同研究によって、今日相当程度明らかになっている。¹⁾これらの先行研究によって、学校教育法の成立事情に関するわれわれの理解はおおいに深められたのであった。が、これらの先行研究が記述するところをつぶさに検討するとき、なお問題点は少なくない。そのもっとも顕著にあらわれた弱点として、学校教育法立案作業にあきらかに存したとみられる段階区分の不明確さを指摘しうる。学校教育法の立案過程が単独に扱われて教育改革立法過程全体の推移との構造的連関の間われることがないことに起因するよう思われる。学校教育法の成立もまた諸々の起動的要因が織り成された結果としてとらえられるべきものであって、立案作業の段階区分を明確にしたその詳細な解明は、学校教育法の制度の正確な理解にとって不可欠であろう。

筆者の解明しえた範囲で言うと、²⁾学校教育法立案作業は次のごとく進展した。すなわち、学校教育法の立案が文部省の学校教育局で開始されたのは、1946年6月頃と推定されている。³⁾今日、この時期に起案されたとみられる学校教育法の立案項目案たる「新憲法に基づく学校教育法」が見いだされている。これが第一段階。ところが、同年7月3日に臨時法制調査会が発足すると、その指示をうけて文部省内では「教育法」の要綱作成と「現行教育法令中新憲法草案に抵触すると思われる部分」の調査が行なわれ、それらの検討結果が臨時法制調査会に報告された。臨時法制調査会の教育法制整備方針をうけて、学校教育局では7月24日より学校教育法の立案作業が再開され、CI&E教育課のオズボーン（Monta L. Osborne）との中等教育改革に関する協議をふまえて、8月22日付学校教育法案の成案をみた。これが第二段階。9月に入って田中（耕）文相一省議一審議室ラインの主導による教育法→教育基本法の立案作業が開始されると、教育基本法を頂点に教育改革諸立法を体系化しようとする構想が固まり、かかる方針のもとで学校教育法の草案の練直しがおこなわれ、10月27日付学校教育法要綱案となった。これが、第三段階である。この段階までは文部省は、学校教育法の草案を教育刷新委員会に提出し文部省の主導下にその審議決定を経て議会提出を急いでいたのであった。ここまでは、筆者がこれまで少しく積み重ねてきた戦後教育改革立法過程の史料実証的な総合的、構造的検討にてらして、大筋において的をはずすことはないと思う。

では、学校教育法の立案作業はその後いかに展開したのであるか。日本私学教育研究所所蔵の春山順之輔資料には、先掲の8月22日付学校教育法要綱案および10月27日付学校教育法要綱案を含む一連の学校教育法関係資料群が収められている。⁴⁾先行研究においては、これらの資料群のうち、日付の明記されたもの以外については十分利用されてない。また利用された場合でも解釈の誤りが散見される。学校教育法成立史におけるこれら資料群の位置付けがはっきりしなかったことにその主な原因があるといえよう。が、春山資料には、以下のごとく、学校教育法成立史研究において決して無視することのできない二、三の資料が含まれているのである。

(1)まず、春山順之輔資料の整理番号 NE-2 (以下、春山資料 NE-2 のごとく記す) に、B 4 判西洋紙 1 枚に手書き騰写された「法令上の諸問題」が収められてある。それは以下の通り 11 項目にわたって教育法令(案)の作成にあたっての要検討事項を列挙したものであり、その態様がある立案作業の始点(の近く)に位置することを示唆して注目されよう。

法令上の諸問題

- 一、教育根本法他学校教育法とするか、又は義務教育法を独立させるか、(理由、学校教育法を制定することが理想であるが上級学校の部分が未だ決定せず、且教育諸問題が刷新委員会に於ても解決かなければ一応義務教育法として施行に移すことが必要かと思考されるからである)
- 二、法規は法律と政令(従前の勅令にして法律に規定せられない事項と省令の如きものを纏めたもの)との二本建なりや、法律、勅令に代るもの及省令の三本建であるか、
- 三、学務委員及学区の設置及費用負担のことは地方学事通則に於て決定せられて居るが、この法律は従前のまゝとするか、学務委員のことは地方教育委員会の機能に委ねて之を解消するか、
- 四、教科の細部については国民学校に在っては教科書及コースオブスタデー(教師用書)に委ね、法令としては従前の様に細分した教科目の内容を列記することを省くか、教科課程表を省令に従前通り規定するか、
- 五、職員については全面的に公立学校職員官制と教員身分法(別途制定)に委ね、単に職員編制のこのみ編制の章に於て規定すること、して差支へないか、
- 六、教員検定並に教員免許状及資格のことに關しては教員免許令(之を法律とするか)及教員身分法に規定すること、して之を省いて差支へないか、
- 七、管理及監督に関する規程は法律中に規定するか、政令とすべきか、
- 八、市町村に於ける学令簿及学校に於ける学籍簿の編製については法律中に規定すべきか又は政令又は省令とすべきか、
- 九、国民学校及下級中学校に類する各種学校を認むるか、
- 十、国民学校は私人に設置を認めなかったが、之を認めること、して良いか、
- 十一、教科用図書に関する規程は法律中に規定すべきか、政令又は省令で差支へないか、
 1. 国民学校の教科用図書
 2. 盲聾啞学校の教科用図書
 3. 下級中学校の教科用図書

ここに最大の注目点は第一項であろう。それにいう「教育根本法」とは、1946年9月に立案が開始され9月27日以降教育刷新委員会第一特別委員会の審議に付されて、11月15日の第11回総会に報告された教育基本法をさすとみて誤りないと思う。第一項は、この教育基本法とは別に立案準備の進められてきた学校教育法(幼稚園から大学までの学校系統を総合的に規定する単一法典としての)を予定どおり制定するか、それともその内の義務教育制度にかかる部分だけを取り出して「義務教育法」として制定するか、そのいずれを選択すべきかという問題が学校教育局内で生じたことを示していると言っている。かかる二つの選択肢が生じたのは、いつごろのことで、またなにゆえであったか。

(2)かかる問いを解くために、あらかじめ以下の事情を大筋で念頭に置きたいと思う。すなわち第一に、すでに別の機会に明らかにしたように、文部省は臨時法制調査会の指示に従って新憲法附属

の教育関係法とりわけ学校教育法を第 91 議会に間に合わせるべく作業を急いでいた。臨時法制調査会の調査検討作業に比べれば文部省のそれが遅れ気味であったのは否めない。が、それでも 11 月初旬には、教育改革諸立法の立案と議会提出に向けての文部省主導のスケジュールが固められて、教育改革立法の諸法案を教育刷新委員会の審議に付しこれをリードする姿勢は顕著であったのである。他方、教育刷新委員会の審議は、文部省や CI&E 教育課の眼から見れば、明らかに遅れていたということができる。第二に、教育刷新委員会の学校体系に関する審議は、青年学校問題の解決を担った第二特別委員会のそれが先行し、その主導で進んだとみられる。「国民の基礎教育を拡充するため修業年限三ヶ年の中学校を置くこと。」「右の中学校は、義務制とすること、全日制とすること、男女共学とすること。」、「教育の機会均等の趣旨を徹底するため、国民学校初等科につづく学校としては、右の中学校のみとすること。」等を骨子とし 1947 年 4 月よりの実施を明記した第二特別委員会の 10 月 18 日付中間報告「国民学校初等科につづく教育機関の問題」は、10 月 25 日の第 8 回総会でほぼ了承されていた。そして、第二特別委員会の審議は、新制中学校の内容ではなく、中学校につづくべき教育機関の問題へと移った。⁶¹11 月 1 日の第 9 回会合以後のことである。11 月 15 日の第 11 回総会には、第二回中間報告として、六・三の上に「一、三年制の高等学校を設ける。但し、四年制のもの五年制のものを設けても差支えない。」「二、右の高等学校には全日制のものと定時制のものがあること。」「三、右の高等学校は必ずしも男女共学でなくてもよい。」「四、右の高等学校は普通教育並に専門教育を行ふものとする。」「五、男女十八才未満のものは、一ヶ年一定時間の普通教育を受けるものとする。」ことが、報告された。⁶²しかも第二特別委員会では、この高等学校の上の学校を、修業年限こそ確定していなかったが、単一の「大学」とするという方向が了解済みであった。ところが、上級学校体系（教員養成を含む）を扱う第五特別委員会は 11 月 14 日に審議を開始し、3 回の会合を経て 11 月 29 日付で最初の中間報告をまとめるという状況であった。それには、「六、三の義務教育の上に続く学校は三（仮称高等学校）四（大学）を原則とすること。但し仮称高等学校は四年又は五年、大学は三年又は五年としてもよいこと」とある。みられるように、結果としては第五特別委員会の中間報告は第二特別委員会の結論を追認する傾きがつよいといえる。が、第五特別委員会の中には旧制高等学校（当時あっては現行）を残したいとする強い意見があって審議は難航したといわれる。⁶³そのことは、新制高等学校の教育内容のレベルを「現在の高等専門学校の程度を基準とすること」というかたちをとって後に尾を引くのであるが、⁶⁴11 月下旬から 12 月にかけて表面化したのは、第二特別委員会第 2 回中間報告の第五項をめぐる両委員会間の対立であった。第五特別委員会は、12 月 5 日の第 14 回総会に 2 項目より成る中間報告追加を提出したが、その第一項には、「保護者並に雇用者は満十八才未満の者が一年を通じて一定時間の学校教育を受けることを妨げてはならないといふことの法的措置を講ずること。」とあった。明らかにそれは、18 才未満の青年男女すべてに「一ヶ年一定時間」の普通教育を義務づけようとする第二特別委員会案の緩和を意図したものである。この対立は容易に折り合いがつかず、結局 12 月 20 日の第 16 回総会で採決となった。採決の結果 17 対 16 という僅差で第二特別委員会案が採択されたのはよく知られている。⁶⁵この結果、中学校に続くべき教育機関の問題については、先の第二特別委員会第 2 回中間報告のとおり 12 月 27 日の第 17 回総会で採択されるところとなり、第 1 回建議に盛り込まれたのであった。高等学校に続く教育機関については五特の報告どおり、「四年の大学を原則とすること、但し、大学は三年又は五年としてもよい。」となった。第三に、第五特別委員会の審議は大学の制度的諸問題ではなく、教員養成の問題に重点が移りこれの審議経過は流動的であった。12 月 20 日の第 16 回総会には「総合大学の中に教育学科又は教育学部を設けて教員を養成すること。」と報告された。が、総会の合意に到らず再度練りなおされて、「教員の養成は総合大学及び単科大学に於いて

教育学科を置いてこれを行ふ。」となった。これが第一回建議第四項となるのである。こういうわけで、1946年11～12月の学制改革をめぐる教育刷新委員会の審議状況は決して平坦ではなかったとみなければならない。

以上の事情を参酌して解釈すれば、うへの「法令上の諸問題」第一項にいう「上級学校の部分が未だ決定せず、且教育諸問題が刷新委員会に於ても解決つかなければ」との言句は、10月25日の教育刷新委員会第8回総会で第二特別委員会中間報告「国民学校初等科に続く教育機関の問題」がほぼ了承されて以降、新制の中学校に続くべき教育機関の問題が採決で決着をみる12月20日までの状況をまず想定のうえ読まれるべきだろう。しかもそれらの文言は、文部省の立案担当者のなかに、オーソドックスな「学校教育法」でいくか「義務教育法」という暫定措置を選ぶかについては教育刷新委員会の学校体系全体に関する政策決定の進展度合い如何によるとの判断が存したことを示唆している。ところで、11月初旬の文部省のプログラムでは、11月15日に第五特別委員会の審議を開始し第二及び第五特別委員会の中間報告・総会決定をにらんで学校教育法を審議する特別委員会の発足を予定していた。¹⁰このことからみて、うえのごとき二つの選択肢が問題視されたこと自体11月初旬のプログラムに狂いが生じていたことを意味し、かつその時期は、少なくとも実際に第五特別委員会の審議が始まった11月14日以降のことと推測するのが至当である。また、第三項以下の諸問題に注目すると、それらは「学校教育法」の義務教育制度にかかる部分ないし「義務教育法」の両者を念頭に書かれてあるといいうるが、いずれも10月27日付学校教育法要綱案において未確定の事柄であったことを指摘しうる。つまり、「法令上の諸問題」に掲げられた第三項以下は、10月27日案の義務教育制度にかかる部分の具体的検討という線上に位置付けてこれを解することができよう。

3

(1)では、学校教育局では、学校教育法と義務教育法のいずれが選択されようとしていたか。次にこの点を見定める必要がある。第一に、春山資料NE-003の、B4判西洋紙2枚半に手書き騰写された「教育法に盛るべき事項」が問題となる。それは、以下のごとく「幼児教育」と「義務教育」という二大項目から成っている。

教育法に盛るべき事項

幼児教育

- 一、幼稚園は満四才以上就学の始期に達する迄の幼児に対してその保育を行ひ幼児の心身を健全に発達させ善良な性情を涵養すると共に就学前の教育を行ふ。
- 一、公共団体又は私人は家庭教育を稗補する為に命令の定むる所に依り簡易なる幼稚園を設けることが出来る。私人の設立する前項の施設は必ずしも□団法人たるを要しない。
- 一、幼稚園の保育項目及其程度、編制並に設備に関する規程は、命令を以て之を定める。
- 一、幼稚園は他の学校に附設することが出来る。
- 一、満四才以上就学の始期に達する迄の幼児に対して保育を行ふ施設は全て命令の定むる所に依らねばならない。

義務教育

- 一、保護者は(子女に対して親権を行ふ者、親権を行ふ者がない時は後見人又は後見人の職務を行ふ者を

学校教育法立案過程の第四段階について

いふ、以下同じ) 子女の満六才に達した日の翌日以後の最初の学年の始めから満十五才(特に定められた課程を有する高等学校に就学すべき者に対しては満十八才)に達した日の属する学年の終る迄義務教育を施す学校(以下義務学校と称する)に就学させる義務を負ふ。但心身の正常でない為就学困難なる子女の保護者に対しては主務官庁はその義務を猶予し又は免除することが出来る。経済的理由に依って義務教育を履行出来ないと認められる時には保護者に対して国が必要な援助を与へる。

義務教育を受ける子女を使用するものはその使用に依って子女の就学を妨げてはならない。

義務教育年齢該当者をして特別に教育を受けさせようとする場合は憲法第二十六条に規定する無償の権利を放棄したものと見做す。

- 一、義務教育を終った者はその能力に応じていかなる学校の教育をも受けることが出来る。
- 一、義務学校は国民学校、中学校、高等〔女〕学校中命令により指定する学校又は盲学校若しくは聾啞学校とする。
 - 一、義務学校の設置廃止課程及其程度編制並に設備に関する規程は命令を以て定める。
 - 一、義務学校の目的及修業年限を左の如く定める。

国民学校は初等普通教育を施し国民の基礎的陶冶を主眼とし其修業年限は六年とする。
中学校は国民学校に続く課程を有する単一の学校とし普通教育を施し国民の陶冶を主眼とする 其修業年限は三年とする。
高等学校中命令に依り指定する学校は勤労青年に対し高等普通教育を施し職業及び公民生活に須要なる資質の陶冶を主眼とする。中学校の課程を終了した者を入学資格としその修業年限を三年乃至五年とする。
- 一、盲学校又は聾啞学校は盲者又は聾者に對して義務教育の課程並に其生活に必要な特殊の知識技能を得させることを主眼とし其修業年限は命令で定める。
- 一、義務学校は其学校種別に應じ夫々単置のものとするを原則とする但命令の定めるところに依って他の種の義務学校に併置することが出来る。
- 一、市町村は主務官庁の許可をうけた場合の他その区域内の義務教育を受けなければならない子女の就学に必要な義務学校を設けなければならない。
- 一、地方長官は命令の定むる事情ある場合には其町村と他の市町村との学校組合を設けなければならない。
- 一、地方長官は命令の定むる事情のある場合に限り其市町村、市町村学校組合又は町村学校組合の教育事務の一部又は全部を他の市町村、市町村学校組合又は町村学校組合に委託することが出来る。
- 一、地方長官は前二条の規定に依り難い事情ある場合には其町村の学校設置の義務を免ずることが出来る。
- 一、官公立の義務学校の教師及事務官の俸給及其他給与は国に於て負担し其他の経費は設立者が負担する。
- 一、都道府県は市町村が義務学校を設ける為財政上困難な場合は命令に定むるところに依り補助しなければならない。

心身の正常でない者並に特別なる理由に依り正規の学級又は学校で教育を受けることが適さないと認められる者の為に特別な学級又は学校を設けることが出来る。
- 一、前条に規定する学校中盲学校及聾啞学校に付ては地方長官は管下の義務教育該当年令の盲者又は聾啞者を収容するに足る学校を設けなければならない。
- 一、義務教育該当者の教育事務の委託に関する経費については市町村市町村学校組合又は町村学校組合の負担とする。
- 一、市町村長、市町村学校組合管理者又は町村学校組合管理者は市町村、市町村学校組合又は町村学校組合に属する国の義務学校に関する教育事務を管掌し、義務学校を管理する。
- 一、義務学校の職員の執行する国の義務学校に関する教育事務は地方長官が之を管監する。
- 一、義務学校の校数及位置は地方長官に於て市町村、市町村学校組合又は町村学校組合の意見を聞いて之

を定めなければならない。

- 一、義務学校の校舎、校地、校具及体操場は其教育の目的以外に使用することは出来ない。但命令の定むる場合はこの限りでない。

みられるように、この文書は内容的には幼児教育制度と義務教育制度に関する法律の要綱案という態様を有している。つまり、表題にある「教育法」とは、いわば「幼児教育法」とでも呼ぶべきものと先掲「法令上の諸問題」にいう義務教育法を総称する暫定的な呼称と解されるのであり、7月段階までの臨時法制調査会サイドのチームで実質的に学校教育法を含意した「教育法」や、8月～9月の教育基本法構想に発展する「教育法」とは異なることに注意したい。換言すれば、この「教育法に盛りべき事項」の「義務教育」の部分こそ実質的に義務教育法制定という選択肢のおそらく最初の草案としての意義を有するとみられる。学校体系問題に限定してその義務教育制度の特色をみると、次の三点を指摘できよう。第一に、満6歳から満15歳までの子女に対する保護者の就学義務に加えて、満18歳までの「特に定められた課程を有する高等学校に就学すべき者」に対する就学義務が規定されている。「高等学校中命令に依り指定する学校」なる字句にいう「高等学校」の名称とともに注目されよう。第二に、各学校の修業年限、接続関係に着目すると、修業年限6年の国民学校のうに「国民学校に続く課程を有する単一の学校」として修業年限3年の中学校を置き義務教育年限の延長と単一の下級中等学校（new lower secondary school）の確立を図るとともに、「中学校の課程を終了した者を入学資格」とする修業年限3ないし5年の命令に依り指定する高等学校を置いて当時の現行青年学校義務制の改革をめざす構想になっているようにみえる。第三に、各学校の目的規定では、国民学校は「初等普通教育を施し国民の基礎的陶冶を主眼とし」、中学校は普通教育を施し国民の陶冶を主眼とする」とある。さらに、「特に定められた課程を有する高等学校」ないし「高等学校中命令に依り指定する学校」の目的は、「勤労青年に対し高等普通教育を施し職業及び公民生活に須要なる資質の陶冶を主眼とする」とされた。ここに、普通教育をめぐる国民学校と中学校、中学校と命令の指定する（特に定められた課程を有する）高等学校との接続関係はきわめて不明確である。以上の概観によるだけでも、この実質的な義務教育法構想が「六・三」に続く上級中等学校以上の学校系統（上級学校の部分）がなお未確定の段階で立案されたのは明らかである。と同時に、ここに新しい上級中等学校として「高等学校」の名称が用いられているのは、「特に定められた課程を有する高等学校」をも内包するその含意とともに、留意されている。ここに、文部省の構想において初めて旧制の高等学校を廃止する案が登場したのであった。

こうして、「法令上の諸問題」にいう義務教育法の構想が実際に具体的に存在したことを確認してよいであろう。なお、春山資料に収められた原資料には、鉛筆手書きの書込が多数加えられており、各条項や字句の検討が行なわれた形跡を示している。義務教育法制定案は、一つの選択肢として真剣に検討されたといえるのではあるまいか。

(2)第二に、春山資料 NE-400 の「新学制（案）（B 4 西洋紙 8 枚にタイプ騰写、袋とじ）にも目を向けなければならないだろう。この文書の標題は同資料の目録作成者が整理に際し便宜的に付したもので、原資料は、以下に紹介するように幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学及び大学院、特殊教育、雑則の各項目についての条文案を示す内容となっている。

幼稚園

- 一、目的
- 二、幼稚園に入園出来る者は四才より小学校就学の始期に達する迄の幼児とすること

学校教育法立案過程の第四段階について

- 三、幼稚園の職員、職員の資格及職務に関しては、命令の定める基準に従ひ、地方教育総長が之を定めること
- 四、国、公共団体又は私人は幼稚園を設立することが出来る
- 五、幼稚園の設置廃止、保育項目及其の程度、編制並びに設備に関する事項は、命令の定める基準に従ひ地方教育総長が之を定める
- 六、幼稚園は、地方教育総長が之を監督する

小学校

- 一、小学校は初等普通教育を施すことを目的とする
- 二、小学校の修業年限は六年とする
- 三、小学校の教科
- 四、小学校の教科用図書に関する事項、教則、編制及設備は命令の定める準則に基き都道府県教育委員会が之を定める
- 五、保護者(子女に対して親権を行ふ者、親権を行ふ者がいないときは後見人又は後見人の職務を行ふ者をいふ、以下同じ)は子女の満六才に達した日の翌日以後に於ける最初の学年の始より満十二才に達した日の属する学年の終り迄、之を小学校、小学校に準ずる学校、又は小学校の課程に準ずる教育を行ふ盲学校若しくは聾学校に就学させる義務を負ふ
- 六、第五規定によって就学せしめられるべき子女(小学校学齢子女と称する、以下同じ)であつて身心の正常でないため、小学校の課程に準ずる教育を行ふ盲学校又は聾学校にも就学することの出来ない学齢子女の保護者に対しては、市町村長は地方長官の認可を受けて前条に規定する保護者の義務を免除することが出来る
経済的理由によつて第三の規定による義務を履行することが出来ないと認められる保護者に対しては、市町村は必要な援助を与へねばならない
義務教育を受ける子女を使用する者はその使用に依つて当該子女の義務就学を妨げてはならない
- 七、小学校には学校長、訓導及養護訓導を置くことを要する学校長は府県教育総長の命を承け校務を掌理し所属職員を監督する
訓導は学校長の命を承け子女の教育を掌る
養護訓導は学校長の命を承け子女の養護を司る
- 八、学校長、訓導及准訓導は小学校教員免許状を有する者でなければならない
養護訓導は女子で小学校養護教員免許状を有する者でなければならない
- 九、市町村は其の区域内の学齢子女を就学させるに必要な小学校を設置する義務を有する市町村は、命令の定めるところにより、教育事務のため、之を学区に分画することが出来る
- 十、地方長官は町村が九の規定によることを不可能又は不適當と認めるときは町村と市町村との学校組合を設けることを要する
- 十一、地方長官は町村が九及十の規定によることを不可能又は不適當と認めるときは小学校の設置に代へ学齢子女の全部又は一部の教育事務を他の市町村、市町村学校組合又は町村学校組合に委託することを要する
- 十二、地方長官は町村が十及十一の負担に堪えないと認めるときは国又は都道府県は相当の補助を与へねばならない
- 十三、国又は私人は小学校を設立することが出来る
私人が小学校を設立しようとするときは法令の定めるところにより学校法人を設立し府県教育総長の許可を得なければならない
- 十四、小学校の経費は特別の規定ある場合を除くの外市町村、市町村学校組合又は町村学校組合の負担とする
児童教育事務委託に関する経費についてもまた同じ
国又は私人の設立する小学校の経費はその設立者に於て負担し設立者が当該小学校を管理する

教員免許状は教育大学を卒業し又は訓導若しくは准訓導の規定に合格した者に地方教育総長が之を授与する

養護訓導免許状は養護訓導の検定に合格した者に地方教育総長が之を授与する

前項の検定に関し必要な事項は命令の定める規準に従ひ地方教育総長が之を定める

十五、市町村長、市町村学校組合長又は町村学校組合長は市町村、市町村学校組合又は町村学校組合に属する国の小学校に関する教育事務を管掌し小学校を管理する

十六、小学校の職員の執行する国の小学校及私人の設立する小学校に関する国の教育事務は地方長官が之を監督する

十七、小学校職員（命令を以て定める者を除く）の俸給、死亡賜金及赴任の場合に支給する旅費の為都北海道地方費及府□に於て要する経費の全額は国庫に於て負担する

十八、十七の規定に依り国庫の負担する金額は毎年度之を都北海道地方及府□に交付する

十九、市町村、市町村学校組合及町村学校組合は小学校に関する教育事務のため学務委員を置くことを要する

学務委員の職務其の他に關する規定は命令の定めるところによる

中学校

一、中学校の目的

二、中学校の修業年限は三年とする

三、中学校の教科

四、中学校に關しては小学校の四の規定に準用する

五、保護者は子女の満十二才に達した日の翌日以後に於ける最初の学年の始めより満十五才に達した日の属する学年の終り迄之を中学校、中学校に準ずる学校又は中学校の課程に準ずる教育を行ふ盲学校若しくは聾学校に就学させる義務を負ふ

六、中学校に關しては小学校の六ノ一の規定を準用する

七、中学校には学校長及教諭を置くことを要する

学校長は地方長官の命を承け校務を掌理し所属職員を監督する

八、学校長及教諭は中学校教員免許状を有する者でなければならない

中学校教員免許状は教育大学を卒業し又は教諭の検定に合格した者に地方長官が之を授与する

九、小学校の九及至十九の規定は中学校について之を準用する

高等学校

一、高等学校は高等の普通教育並びに専門教育の完成を以て目的とする

二、高等学校は官立、公立及び私立とする

公立は都道府県、市町村、市町村学校組合及び町村学校組合が、私立は学校法人がこれを設立することが出来る

三、公立及び私立の高等学校の設置廃止は文部大臣の許可を受けることを要する

設置の認可に當っては、文部大臣は高等学校設立委員会に諮問しなければならぬ

高等学校設立委員会に關する事項は命令の定めるところに依る

四、高等学校の学科及びその程度は命令の定めるところに依る

五、高等学校には専攻科を置くことが出来る

専攻科の修業年限は一年とし高等学校卒業程度の学力ある者を入学させる

専攻科に關する事項は命令の定めるところによる

六、高等学校の修業年限は三年とする、但し四年又は五年とすることを妨げない

高等学校には特別の必要あるとき、夜間に於て授業を行ふ課程又は半日制の課程を置き若しくは之のみを置くことが出来る

- 七、高等学校に入学することが出来る者は中学校を卒業した者及び文部大臣の定めるところに依り中学校卒業者と同等以上と認められた者とする
- 八、高等学校には、学校長、教授及び其の他の職員を置く
学校長は文部大臣の命を承け校務を掌理し所属職員を監督する
教授は学校長の命を承け学生の教授を行ふ
- 九、高等学校の設備、編制、学科目、生徒の入学、退学、転学、卒業及び懲戒に関する事項は命令の定めるところに依る
- 十、公私立の高等学校は文部大臣の監督に属する

大学及び大学院

- 一、大学の目的
 - 二、大学は官立、公立及び私立とする
公立は都道府県及び市が、私立は学校法人がこれを設立することが出来る
 - 三、公立及び私立の大学の設立廃止は文部大臣の認可を受けることを要する 学部の設置廃止についても亦同じ
設立の認可に当つては文部大臣は大学設立委員会に諮問しなければならない
大学設立委員会に関する事項は命令の定めるところに依る
 - 四、大学は数個の学部を置くことを常例とする 但し特別の必要ある場合に於ては一個の学部を置くものを以て大学とすることが出来る
 - 五、 1 大学の修業年限は四年以上とする 但し三年又は五年とすることを妨げない
2 大学には特別の必要あるときは夜間に於て授業を行ふ学部を置くことが出来る
 - 六、大学に入学することの出来る者は高等学校卒業生及び文部大臣の定めるところに依り高等学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者とする
 - 七、大学に四年以上在学し一定の試験を受け之に合格した者は学士と称することが出来る
前項の在学年限は医学又は歯学を修める者については六年以上とする
 - 八、数個の学部を有する大学には総長を一個の学部を有する大学には学長を置く
総長及び学長は大学一般のことを掌り所属職員を統督する
私立大学の総長又は学長は文部大臣の認可を受けることを要する
大学には総長又は学長の外教授、助教授及びその他の職員を置く
総長又は学長及び前項の職員に関する事項は命令の定めるところによる
 - 九、大学には選修科を置くことが出来る
選修科に関する事項は命令の定めるところによる
 - 十、大学には学部の種類によつて教授研究上必要な施設を附属させることを要する
 - 十一、大学には特別の必要がある場合には研究所其の他の研究施設を附属させることが出来る
 - 十二、学部の種類、講座の組織、教授会及び大学設立の基準については命令の定めるところによる
 - 十三、大学の設備、学生の入学、退学、転学、卒業及び戒に関する規定は命令の定めるところによる
 - 十四、大学には特別の必要のあるときは夜間授業（研究）を行ふ学部を置くことが出来る
-
- 一、大学院は學術の理論及び応用を教授研究し、その蘊奥を極めて學術文化の進展に寄与することを目的とする
 - 二、大学院の設立廃止については大学の設立廃止の規定を準用する
大学院の研究科の設置廃止については大学の学部の設置廃止の規定を準用する
大学院は大学に併置することが出来る
 - 三、大学院には数個の研究科を置くことを常例とする 但し特別の必要のある場合には単に一個の研究科を置くものを以て大学院とすることが出来る

- 四、大学院の在学年限は三年以上とする
- 五、大学院に入学することの出来る者は大学を卒業した者及び当該大学院に於てこれに相当する学力を有すると認められた者とする
- 六、大学院に三年以上在学し論文を提出して学位を請求し大学院教員会に於て之と同等以上の学力があると認められた者は博士と称することが出来る
博士に関する事項は命令の定めるところによる
- 七、大学院には院長、教授、助教授及びその他の職員を置く
大学院の院長については大学の総長又は学長に関する規定を、大学院の教授、助教授及びその他の職員については大学の教授助教授及びその他の職員に関する規定を準用する
- 八、大学院の設備、研究生の入学、退学、転学□戒に関する規定は命令を以て定める
- 九、大学及び大学院は文部大臣の監督に属す

特殊教育

- 一、盲学校又は聾学校は、盲者又は聾者に対して小学校又は中学校に準ずる課程を行ふことを目的とする
- 二、北海道及び府県に於ては盲学校及び聾学校を設置しなければならない
- 三、市町村、市町村学校組合、町村学校組合及び私人は地方長官の認可を経て盲学校及び聾学校を設置することが出来る
- 四、中学校に準ずる盲学校又は聾学校と小学校に準ずる盲学校又は聾学校とは併置することが出来る
- 五、盲学校又は聾学校の学科目及び其の程度、教員資格並に設備については、小学校及び中学校に準し命令の定めるところによる
- 六、小学校の規定は盲学校又は聾学校に準用する

雑 則

- 一、私立学校に於ては校長若くは学校を代表し校務を掌理する者を定め監督官庁の認可を受けなければならぬ
前項の校長に関する規定は、之を学校を代表し校務を掌理する者に準用する
- 二、私立学校の校長又は教員にして不適當と□めたときは監督官庁はその辞職を命じ又は其の与へた認可を取り消すことが出来る
- 三、左の場合に於ては監督官庁は私立学校の閉鎖を命ずることが出来る
 - 一、法令の規定に違反したとき
 - 二、安寧秩序を紊乱し又は風俗を壊乱する恐れのあるとき
 - 三、六カ月以上の規定の授業をなさないとき
 - 四、法令の規定により監督官庁のなした命令に違反したとき
- 四、法令に掲げる種類の学校に準ずる学校は認定学校として、命令の定めるところにより、本法の規定を準用することが出来る
- 五、本法に掲げる学校及設定学校以外の学校は各種学校をして命令の定めるところにより本法の規定を準用することが出来る
本法に依らない学校は本法に依る学校と同一の名称を用ひてはならない
- 七、学校の施設は学校教育に支障のない限り、社会教育及び其の他公共の用に供することが出来る
- 八、学校は其の学校の教育上支障のない場合は外国人を入学させることが出来る
- 九、主務官庁に於て学校の事業なすものと認めるときはその旨を関係者に通告してこれを本法に□ふ各種学校となすことが出来る
- 十、各種学校については、命令の定めるところにより、学校法人法中の特定個条を準用することが出来る
- 十一、市町村は命令の定めるところに依り、教育事務のため之を学区に分画することが出来る
- 十二、国、公共団体は公立、私立の学校に対し財政的援助を与へ其の発達を助成することが出来る

十三、命令の定める学校財産に対しては課税しない

みられるように、この文書は各段階の学校ごとにそのしくみを法的に規定しようと意図して作成されてある。それぞれの項目を比較するとき、たとえば、一方で「地方教育総長」（幼稚園、小学校の項）と規定し、他方で従前に引き続いて「地方教育長官」（中学校の項）を充てるなど相互に若干の不整合の部分がみられる。それぞれ別人によって起草されたものを寄せ集めた可能性があり、また、各項目ごとに作成時点に幾分のズレがあるかもしれない。が、ある時点での学校教育法の草案起草作業の始まりを示す資料であることは疑いない。10月27日付学校教育法要綱案に比べると、各学校（ないし各章）ともに全体としてより詳細に規定しようとする傾きが認められよう。内容的にその特色をみると、第一に、修業年限6年の小学校を基礎にして3年制の中学校を置き、そのうえに、3年制の高等学校（4年又は5年とすることを妨げない）を、さらにそのうえに修業年限4年以上の大学（3年又は5年とすることを妨げない）を置くというこれの学校系統案は、6年制の小学校→3年制初級中等学校→3年制上級中等学校のうえに、修業年限4年の教育専門学校、修業年限3年以上の専門学校、修業年限3年の高等学校を並列的に置き、3年制高等学校のうえに修業年限3年以上の大学を置くという10月27日案を大きく変更するものとなっている。すなわち、①かたちのうえでは六・三・三・「四」制に近づく構造を示し、旧制（当時の現行）の高等学校、専門学校の廃止、8月22日案および10月27日案に構想された教育専門学校案の撤回を特色としていえるといえよう。教育刷新委員会第二特別委員会の、先掲の10月18日付中間報告および11月15日付第二回中間報告並びに11月29日付第五特別委員会中間報告の影響を読み取っておおきな間違いはないだろう。②各学校の目的規定に注目すると、小学校は「初等普通教育」、高等学校は「高等の普通教育並に専門教育の完成（傍点引用者）」を施すと規定されているが、中学校、大学についてはまだ具体的な目的規定の明示はない。高等学校の目的規定を「高等学校は官立、又は公立及び私立とする」、高等学校に「教授」を置く、「公私立の高等学校は文部大臣の監督に属する」、「高等学校設立委員会」等々の諸規定に重ね合わせてみると、中学校に続く教育機関たる高等学校は、旧制の高等学校及び専門学校に代わる学校として構想され、それぞれの「高等普通教育」「専門教育」なみの教育を「完成」させる学校として考えられたと推論できる。この点では、高等学校を「普通教育並びに専門教育」を施す機関と位置付けた第二特別委員会の結論の枠組み内で旧制度の考え方を継承しようとの意図が感じられる。中学校の目的規定の明示がないのは、小学校からの接続関係でそれを考えるかあるいは高等学校への接続関係でそれを考えるか、定まっていなかったことによると推測できる。③先掲「教育法に盛るべき事項」に存した3年制中学校の課程終了者を入学資格とする義務制の3～5年制の命令の指定する高等学校に関する規定は具体的には表されていない。この案は義務教育法構想とは別に起草されたことに因るのかもしれない。④大学の修業年限を「三年以上」（傍点引用者）としているのは記憶に値する。ちなみに、8月22日案、10月27日案は3年以上としていた。第二に、幼稚園、小学校の項において「地方教育総長」、小学校の項において「府県教育総長」および「都道府県教育委員会」という教育行政機関名の登場しているのが注目される。これも学校教育法の立案経緯においては初めてのことであるが、この文書作成時において、文部省内では第三特別委員会の審議を反映し学区庁構想が捨てられつつあったことを示唆している。第三特別委員会は、12月6日付で「第三特別委員会報告」、12月7日付で「教育行政の刷新についての方針」を作成しており、地方教育委員会—地方教育総長、都道府県教育委員会—都道府県教育総長、市（区）町村教育委員会—市（区）町村教育長を設けて教育行政に関する議決機関と執行機関を分ける方針を固めていた。¹¹⁾うへの資料が作成されたのは、少なくとも第三特別委員会のかかる方針が

固まりつつあった時点以後のことと推定しなければなるまい。第三に、小学校、中学校の「教科」を法律で定めようと初めて意図された。第四に、「雑則」の一の規定は、私立学校令(明 32, 勅令第 359 号) 第 3 条, 二の規定は同第 7 条, 三の規定は同 10 条を下敷きに起案されたことは明らかである。これも、従来にはなかった出来事の一つとして注目できよう。

このように、その規定内容は 10 月 27 日付学校教育法要綱案の内容を大幅に変える様相を呈しているものであり、これが義務教育法の構想とは異なって学校教育法の制定を意図して作成されてあるのは明瞭であろう。

(3)このように、学校教育局においては、10 月 27 日付学校教育法要綱案以後において、「義務教育法(ないし幼児教育制度と義務教育制度を合わせた『教育法』)案と学校教育法案の二つの草案の起草されていた事実が認められるのである。これらのうち、そのいずれが先に起案されたかを判定する決定的証拠は、現在のところ見出だしえないが、先掲の「法令上の諸問題」との関係、これらの背後にある教育刷新委員会の審議の大筋の経緯との関係及び以下に記す状況を参酌したうえで筆者の直観では、「教育法に盛るべき事項」が先行していたのではあるまいか。

すなわち、第一に、春山資料 NE-001 には、昭和 21 年 12 月師範教育課作成を明記(日付不記)した文書「義務教育に於ける教員(六三三案に於ける六三の教員)の養成」が収められているが、それには、義務教育の教員の養成を修業年限 4 年の教育専門学校で行なう構想が示されてあった。

(ちなみに、10 月 27 日付学校教育法要綱案は、修業年限 3 年以上の教育専門学校案)ところが、先掲の学校教育法制定を意図した草案では 10 月 27 日付学校教育法要綱案に存在した教育専門学校の構想は削除され、小学校の項の十四の規定第 3 項には「教員免許状は教育大学を卒業した者」に「之を授与する」とあり、小学校教員の養成を大学(教育大学)で行なう構想を示唆している。このことは、うへの学校教育法制定を意図した草案のうち少なくとも小学校の項は、師範教育課作成の「義務教育に於ける教員(六三三案に於ける六三の教員)の養成」以後に起案されたことを意味しよう。第二に、春山資料 NE-019 の「教員養成大学」(B 5 判カーボン紙 3 枚に手書き)は、修業年限 4 年の教育大学(第一部, 第二部)で小学校・中学校の教員(第一部), 中学校・高等学校の教員(第二部)を養成する案を構想し、さらに、春山資料 NE-23 の「教員養成関係要項」(B 5 判カーボン紙 1 枚に手書き)の第一項には、「教員養成ヲ目的トスル大学々部ノ就業年限ハ四年トスル」とある。先の学校教育法制定を意図した草案の小学校の項にいう「教育大学」とは、前者にいう「教育大学」と同義と解していい。しかも、これらの諸事実は、第五特別委員会の「総合大学の中に教育学科又は教育学部を設けて教員を養成すること」とした第 2 回中間報告(12 月 20 日)、「教員の養成は総合大学及び単科大学に於いて教育学科を置いてこれを行ふ」とした第 2 回中間報告訂正(12 月 27 日)の成案過程との関連があるとみるのが至当である。このことを考慮に入れば、小学校の項は少なくとも昭和 21 年 12 月中旬以後の時点で作成されたとの推測が可能となろう。

4

こうして、以上に紹介した 3 点の資料は、おそらく昭和 21 年 11 月下旬ごろから 12 月にかけて義務教育法制定案と学校教育法制定案の二つの選択肢が生まれたことを実証的に明らかにしてくれるのである。ここに、学校教育法立案作業は三たび再編成を強いられていたのであった。このことをもとに考察すれば、春山資料の整理記号 NE に収められた日付不記の資料群は、すべて、このようにして再編成された学校教育法立案過程の新段階を形づくるものとして位置付けられるべきものといえよう。そして、遅くとも 12 月中旬までにおいて学校教育法制定案が選択され、立案作業は活発

化して12月24日付学校教育法要綱案, 12月28日付学校教育法案要綱となったのである。後者は法制局に送られたが,¹²⁾文部省内の立案作業はさらに継続され, 昭和22年1月14日付学校教育法案, 1月15日付学校教育法案をへて1月17日, 閣議が請議された。田中耕太郎文相名の1月17日付閣議請議の文書には, こうある。「教育刷新委員会の決定により, 学制全般の根本的刷新を計る必要があるので, 別紙学校教育法案草案を具し, ここに閣議をお願いする。」¹³⁾これらの原資料は, すでに先行研究の紹介するところであり, ここで多くを語る必要はないであろう。ただ, 昭和22年1月17日付の学校教育法閣議請議案だけは原資料未発見であるが, 仲新・日本現代教育史(第一法規)にその全文が紹介されてある。(227-236頁)¹⁴⁾しかも, このような学校教育法の立案作業の進展にとともに, 学校教育法施行規則の立案作業, 教員免許令案の立案作業, 当時の現在学校の切り替え案の検討作業が学校教育局内部で急がれていたのである。政治的決定はなされていなかったが, 文部省が学校教育法制定による新学制実施時期を昭和22年4月において準備を進めていたことを, 春山資料NEに収められた資料群は証示してあまりあるように思う。こうして, 学校教育法立案過程の第四段階が形づくられ, この段階において学校教育法の成文と六・三・三・四制の原型が成立したのであった。以下に, この段階の各法案の各学校の目的規定と修業年限を整理して示しておこう。(〔〕内は典拠としたコレクション)

○ 昭和21年12月24日付学校教育法要綱案〔春山資料〕

小学校(6年)・小学校は初等普通教育を施すことを目的とする。(十一)

中学校(3年)・中学校は高等普通教育を施すことを目的とする。(三十六)

高等学校(3年, 但し4年又は5年とするを妨げない)

・高等学校は高等の普通教育並に専門教育を完成することを以て目的とする。(五十一)

大学(4年以上, 但し3年, 5年又は6年とすることができる)

・大学は高等の学術技芸を教授研究することを目的とする。(七十一)

○ 昭和21年12月28日付学校教育法案要綱〔春山資料〕

小学校(6年)・小学校は初等普通教育を施すことを目的とすること。(十二)

中学校(3年)・中学校は高等普通教育を施すことを目的とすること。(三十二)

高等学校(3年, 但し4年又は5年とすることを妨げない)

・高等学校は高等の普通教育並に専門教育を完成することを以て目的とすること。(四十五)

大学(4年以上, 但し3年又は5年以上とすることができる)

・大学は高等の学術技芸を教授研究することを目的とすること。(六十三)

○ 昭和22年1月14日付学校教育法案〔春山資料〕

小学校(6年)・小学校は初等普通教育を施すことを目的とする。(第21条)

中学校(3年)・中学校は高等普通教育を施すことを目的とする。(第40条)

高等学校(3年, 但し4年又は5年とすることができる。)

・高等学校は高等の普通教育並に専門教育を完成することを以て目的とする。(第47条)

大学(4年, 但し3年又は5年以上とすることができる)

・大学は高等の学術技芸を教授研究することを目的とする。(第58条)

○ 昭和22年1月15日付学校教育法案〔戦後教育資料Ⅲ-39〕

小学校（6年）・小学校は初等普通教育を施すことを目的とする。（第22条）

中学校（3年）・中学校は中等普通教育を施すことを目的とする。（第41条）

高等学校（3年、但し4年又は5年とすることができる。）

・高等学校は高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。（第48条）

大学（4年、但し4年又は5年以上とすることができる）

・大学は高等の学術技芸を教授研究することを目的とする。（第59条）

* 仲新・日本現代教育史（昭44、第一法規）に収録された1月17日付閣議諮議案は、1月15日付案に同一であるので省略する。

みられるように、学校教育法成文の六・三・三制案が厳密な意味で成立するのは、1月15日付案からであったといえよう。が、大学の修業年限が原則として四年と規定されるのは1月14日付案においてであった。大学の修業年限が四年に固定されていくいきさつは、学校教育法立案過程の第四段階の今後に残された重要な検討課題であるように思われる。ちなみに、1930年代に六・三・三制案の原型ともいべきものを構想し戦後教育改革に少なくない影響をもたらした阿部重孝の「学制改革私案」は、「大学に於ては修業年限を定めざること」としていた。¹⁵⁾

〔注〕

- (1) 長峰毅・教育制度の研究（その9）-学校教育法要綱案（昭21. 8. 22）その他、春山順之輔資料より-（調査資料78、日本私学教育研究所）、大橋基博=佐々木享「学校教育法案の形成過程」、教育学研究第50巻第4号、佐々木享「学校教育法の成立」、講座日本教育史4（第一法規）所収、佐々木=鈴木=近藤=井深他「学校教育法成立過程の総合的研究」、名大教育学部紀要第30巻、名大教育学部教育行政及び制度研究室=技術教育学研究室・学校教育法成立関係資料、山村俊夫・教育制度の研究（その10）-春山順之輔資料-（調査資料106、日本私学教育研究所）、等々。
- (2) 「田中文政の成立と教育法の立案準備-昭和21年8月22日付学校教育法要綱案成立までの概況-」（特別研究「戦後教育資料調査研究」報告書、国立教育研究所）以降の筆者の戦後教育立法過程に関する諸著作を参照されたい。
- (3) 大橋=佐々木前掲論文、41頁。
- (4) 長峰・前掲書に目録が収められてある。
- (5) 「教育刷新委員会第二特別委員会第九回協議概要」、辻田力文書5-57、以下第二特別委員会の協議に関しては、辻田文書に収められた各回の協議概要を参照した。
- (6) 教育刷新委員会第8回総会配付資料。
- (7) 佐々木・前掲論文、337頁。
- (8) 昭和22年2月21日付「第五特別委員会第四回中間報告」は、その第一項で「新制高等学校の程度は、現在の高等専門学校の程度を基準とすること。」としていた。教育刷新委員会第24回総会配付資料。
- (9) 教育刷新委員会第16回総会議事速記録、野間教育研究所所蔵。
- (10) 古野博明・昭和21（1946）年11月～12月下旬の教育基本法立法過程（教育研究報告及資料1、北教大旭川分校教育学研究室）、1-10頁。
- (11) 教育刷新委員会第15回配付資料。
- (12) 入江俊郎文書-75。
- (13) 公文類集第71編巻35、学事門一。
- (14) なお、仲新・現代日本教育史の273頁、注64には、公文類集第71編巻35、学事門一に収められた注（13）の文書に同文の資料が紹介されており、同書が紹介した1月17日付学校教育法の信憑性は、校正ミスさえなければ、高いと推測される。
- (15) 阿部重孝著作集第6巻（日本図書センター）、330-333頁。

（本学助教授・旭川分校）

* 本稿に紹介した三点の原資料は、すべて縦書きである。旧字体を常用漢字体に校訂した他はすべて原文通りと

学校教育法立案過程の第四段階について

し、疑問点についても一々（ママ）は付きなかった。資料中にみられる□は（一字不明）を表す。なお、原資料には多数の鉛筆手書きの書込みが加えられてあるが、これらもすべてカットしてある。